

## アウトバウンド等交流促進事業業務委託仕様書

### 1 業務名

アウトバウンド等交流促進事業

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

### 3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ観光需要が回復の動きを見せる中、福島空港では、台湾定期チャーター便の運航開始などによりインバウンドの増加も見込まれている。

国際チャーター便等の安定運航やインバウンド誘致につなげるため、台湾等への渡航意識の醸成につながるプロモーションイベントや講座・ワークショップ等を行い、アウトバウンドの促進を図り、双方向での交流人口の拡大を目指すことを目的とした業務である。

### 4 委託業務の主な内容

本委託業務では、下記に記載するプロモーションイベント及び講座・ワークショップ等の実施に係る企画・広報・準備・関係者との連絡調整・実施・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、事業の運営にあたっては県及び関係機関等の要望に沿って、プロモーションイベント及び講座・ワークショップ等を実施すること。

### 5 委託業務の実施内容

#### (1) プロモーションイベント

##### ア 開催日

令和6年10月までの間、1日以上

##### イ 会場

福島空港又は県中管内（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう。以下「県中地域」という。）のうち集客が見込まれるいずれかの場所。

##### ウ 内容

台湾等の食文化や観光情報等を発信し、来場者が台湾への訪問に結び付けることができる魅力的なプロモーションイベントの実施。

##### エ 想定集客人数

200名程度

(2) 講座・ワークショップ等

ア 期間

令和6年5月から令和7年2月までの間、6回

イ 会場

県中地域のうち集客が見込まれるいずれかの場所。

ウ 内容

台湾等（海外チャーター便の動向によりベトナムやタイの可能性あり。）の文化や歴史、食などの魅力を体験してもらうため、県内在住の台湾等にゆかりのある講師による体験型の講座、ワークショップ等の実施。

エ 想定集客人数

1回あたり20名

6 委託業務の運営

(1) プロモーションイベント及び講座・ワークショップ等の実施

上記5(1)及び(2)に基づき、委託者と随時協議の上、実施すること。実施にあたっては以下の業務を行うこと。

ア イベントの実施に係る企画・運営

イ 会場設営・撤去（プロモーションイベント会場は台湾文化の魅力が伝わる装飾等を行うこと。）

ウ 音響機器・録画録音機器の設営

エ 照明設備・備品設備・資材の設置

オ 電源工事、配線ケーブルの設置や養生作業等

カ 資材搬入・設営後、当日まで必要な安全措置

キ 各設備の適切な安全管理

ク その他業務遂行に必要な設備等の手配、会場設営等

(2) 広報等について

ア 上記5(1)及び(2)のイベント等用のチラシ、ポスターの制作を行い、県中管内各市町村や観光施設、公共施設等に掲出してPRすること。

イ SNS広告等を用いて広く周知を図ること。

ウ その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上実施すること。

(3) 共通項目

ア 会場費等の支払いに関すること。

イ 広報に関すること。

ウ イベント保険に加入すること。

エ 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に委託者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

## 7 本委託の実施上の留意事項等

### (1) 実施体制・業務主任等

ア 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

イ 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させること。

ウ 受託者は、主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

### (2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

### (3) 仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

### (4) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

### (5) その他

ア 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

イ 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。

ウ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、県に適宜連絡すること。

## 8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により作成したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。

### (1) 実績報告書

ア 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画の撮影・新聞・メディア等の掲載記事等の収集）し、紙媒体 1 部及びデータで提出すること。

イ その他、委託者が必要と認める資料

### (2) 納品場所は委託者の指定する場所とする。

## 9 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。